

裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 令和元年5月21日（火）午後2時20分から午後4時20分まで
場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 古久保 正 人（青森地方裁判所長）
裁判官 古 玉 正 紀（青森地方裁判所刑事部総括判事）
検察官 吉 武 恵美子（青森地方検察庁次席検事）
弁護士 天 野 高 志（青森県弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番（以下「1番」と略記）
同 3番（以下「3番」と略記）
同 4番（以下「4番」と略記）
同 5番（以下「5番」と略記）

※ 裁判員経験者2番は都合により欠席

【議事要旨】

1 趣旨説明，参加者の紹介等

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます青森地方裁判所長の古久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度は，平成21年5月21日に施行され，本日で10周年を迎えました。裁判所として広報活動をしているところですが，新聞等でも10周年の特集をしていただいております。大変ありがたく思っております。そこで述べられていることなどを踏まえ，更なる裁判員制度の充実に努めていきたいと思っております。

当庁におきましては，これまで92件（実人員は98件）の裁判員裁判が実施され，多くの方に裁判員・補充裁判員として御参加いただきました。本日は，当庁で裁判員や補充裁判員を務められた4名の方をお招きしております。これからは，補充裁判員の方も含めて，裁判員と申し上げることもある

と思いますが、御了承ください。

さて、本日の意見交換会を開催する趣旨としましては、大きく2つあります。1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には、直接経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただきたいと思いますということです。

こうした趣旨のもと、4名の裁判員経験者の皆様には、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っております。

ここで法曹関係の参加者から簡単に自己紹介をお願いします。

(検察官)

青森地方検察庁次席検事の吉武と申します。検察庁としては、裁判員制度施行から10年間分かりやすい立証を第一に考えてまいりました。本日いただいた御意見を参考にさせていただき、より良い、より分かりやすい立証に努めていきたいと思っております。

(弁護士)

青森県弁護士会の天野と申します。本日は様々な御意見をいただいて、今後の更なる弁護活動の充実に役立てていきたいと思っております。

(裁判官)

青森地方裁判所刑事部の部総括裁判官をしております古玉と申します。裁判員制度施行から10周年を迎え、裁判所としては広報活動に力を入れているところです。また、10年の区切りということで、これまでの成果と課題を把握した上で、これからの裁判員裁判の更なる改善につなげていかなければならないと思っております。本日御足労いただいた4名の方から御意見等を伺い、これまでの裁判員裁判のどういった点が成果として上がっており、また、どういった点が課題として残っているかを考える参考にしたいと思います。

(司会者)

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様からお話を伺う前に、私の方から、皆様が担当された事件の内容について、簡単に紹介いたします。

1番の方が担当された事件は、被告人が、元交際相手の冷たい態度に不満

を募らせ、殺意をもって、文化包丁で同人の背中を突き刺したが、加療約14日間の傷害を負わせたにとどまったという殺人未遂の事案で、殺意の有無が争点となった事件です。

3番の方が担当された事件は、被告人が、父母との同居生活に不満を持っており、家業の農業も不振で多額の借金を抱えていたことなどから、自宅に放火して自殺しようと考え、自室内のカーペットに灯油をまいてライターで火を放ち、自宅を一部焼損したという現住建造物等放火の事案で、被告人が放火行為をしたかが争点となった事件です。

4番の方が担当された事件は、被告人が、無断欠勤を続けたことで、勤務先から退職を求められる中で、自殺するために、父親も居住している自宅に放火しようと考え、灯油を室内にまいた上、ライターで点火して火を放ち、自宅の大部分を焼損したという現住建造物等放火及び覚せい剤を自己使用したという覚せい剤取締法違反の事案で、被告人が放火行為をしたか、仮に放火行為をしたとした場合、心神耗弱状態であったかが争点となった事件です。

5番の方が担当された事件は、被告人が、妻と些細なことでけんかをする中で、同人の言動を離婚するという趣旨に理解して激昂し、殺意をもって、同人の首を包丁で1回突き刺したが、後遺症を伴う加療約71日間の傷害を負わせたにとどまったという殺人未遂の事案で、事実関係の争いはなく、量刑が問題となった事件です。

2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象について

(司会者)

最初に、まず、実際に裁判に参加して裁判員を経験されたことへの全般的な御感想をお聞かせいただければと思います。

(1番)

最初は緊張しました。裁判員として参加する前は、ニュースの結果だけを注目していましたが、裁判に参加して事件の全てを見たり、他の方と意見交換をして、自分の意見を言いながら一つの結果を出すというのは良い経験になったと思っています。

(3番)

裁判員を経験して、裁判の流れが良く分かりました。新聞では、判決しか注

目していませんでした。どのような経過を経て判決に至るのか全く知らなかったもので、すごく勉強になりました。たまたま殺人事件でもありませんでしたので、そんなに大変だという思いもなく、参加させていただきました。

(4番)

最初は選ばれたことに驚きました。普段は看護師として働いているので、毎日法廷や会議室で苦しい思いをするのかと思いましたが、裁判官が緊張をほぐしてくれ、時間が長いと感じることもなく、本当に貴重な経験ができました。

(5番)

裁判員を経験してすごく良かったと思っています。確かに私たち、裁判員は日常的にあまり関係のないことだと思っていました。でも参加してみて、素人である私たちが感じた意見を述べるのができたのは良かったと思っています。私たちの判決で被告人の今後の人生が決まってしまうと思い、すごく悩みました。

3 検察官、弁護人の訴訟活動について感じたことについて

(司会者)

それでは、裁判員裁判での審理について意見交換をしていきたいと思いますが、検察官と弁護人の主張は十分に理解できましたでしょうか。

(1番)

検察官、弁護人ともに、とても分かりやすい言葉で話してくれました。口調が早くなったときは、裁判長がゆっくり話すよう促してくれました。専門用語も分かりやすく伝えるよう、その都度促してくれたり、裁判長が後から補足説明してくれましたので、分からないことはありませんでした。

(3番)

検察官の説明は早口でしたが、理路整然とした内容だったので理解できました。弁護人は、個人的な印象ですが、実際に検証した上で質問しているのかなと疑問を感じた部分がありましたので、分かりやすく説明してほしいという気持ちがありました。裁判長は法廷で専門用語が飛び交ったとき、私たちに分かりやすい言葉で説明するよう促したり、後から説明をしてくださったので、とても良かったと思います。

(4番)

事前に争点についてのメモが渡され、それがとても分かりやすくまとめられていたので、難しいと感じることもなく、聴くことができました。

(5番)

最初、スライドが逆に映されたので、見づらいつ感じました。また、被告人や被害者の申立内容を事細かに精査して文章にするという検察官や弁護人の仕事は本当に大変な仕事だと思いました。

(司会者)

法律的な用語は、裁判長や裁判官から様々な場面で説明されていたので、大体理解できたということによろしいでしょうか。

(1番～5番)

はい、そうです。

(司会者)

検察官や弁護人の話し方は、早口だったものの、聞き取れないことはなかったということでしょうか。

(1番～5番)

はい、そうです。

(司会者)

提出された書面の見やすさなどはいかがでしたか。

(3番)

分かりやすくまとめられていて見やすかったと思います。

(司会者)

証拠書類に関する説明は分かりやすかったでしょうか。

(3番)

2つの鑑定結果が異なっていたのですが、科学は真実が一つだと思っていたこともあり、少し驚きました。

(司会者)

鑑定結果が異なる理由について、御自身で質問はされましたか。

(3番)

評議の場でそのような質問をしました。

(司会者)

今一度検察官や弁護人の質問の仕方にフォーカスしますが、どのような感想をお持ちになったのでしょうか。例えば、意図がよく分からないような質問はありましたでしょうか。

(5番)

弁護人が早口で表情もなく淡々と説明していましたが、私たちは裁判は初めてなので、何を言っているか理解できないところがありました。

(司会者)

専門家はゆっくり噛んで含めるように説明した方がより理解しやすいということでしょうか。

(5番)

そうです。

(3番)

弁護人の科学的な内容に関する質問について、質問の前提が果たして正しいのかどうか疑問に思うことがありました。

(司会者)

検察官、弁護人の訴訟活動全般について、御意見を頂戴しましたが、法曹関係者から御意見や御質問等はございますか。

(検察官)

検察官の話しぶりが早口だという御意見がありました。検察官にもいろいろな人がおりますので、少し早口になる検察官が担当した事件だったのかなと思います。やはり、検察官も堂々としているように見えますが、内心は緊張しています。また、冒頭陳述や論告では手持ちのメモがあるので油断があったのかもしれません。確かに制度当初は、どのくらい読みあげに時間をかけるか何度も検証していましたが、件数が増え、回数も重なってくると、毎回毎回というわけにもいかなくなっているのが実情です。現在、検察官の尋問の仕方や質問のスピードを検証する機会を持つよう思っているところです。

4番の方は心神耗弱が争点になった事件とのことですが、専門家が証人として出廷し、証言された事件だったのでしょうか。

(4番)

精神鑑定をした精神科の先生が証言していたと思います。

(検察官)

パワーポイントやスライドを活用した説明はいかがでしたか。

(4番)

職業柄、すごく興味をもって聴くことができましたが、一般の人には難しかったかもしれません。

(検察官)

評議の場で精神科の先生の話が難しかったという話は出ましたか。

(4番)

覚えていません。

(弁護人)

一般論として、話す速度に気を付けていると思いますが、それでも徐々に早くなることはあると思います。ただし、裁判員の理解がついていけないのはよくありませんので、改善する必要があると思います。

弁護人の質問の前提が正しいかどうか疑問に思われた点については、科学的、医学的な評価のところになってくると、弁護側は専門家でもないのです、そういったところをどのように分かりやすく裁判員の皆様に説明するかが今後の課題だと思いました。

(裁判官)

いろいろ御意見いただき、審理の在り方について、これから改善していかなければならない課題がたくさんあると思いました。専門家の証人から話を聴くと、たまに検察側・弁護側の双方から専門家が出てきて、どちらもその筋のプロではあるものの、分析が異なることがまれにあります。そういうときでも評議で話し合いをして結論を出さなければならないので、審理の仕方を工夫しなければならないのですが、どうすれば上手くいくかなかなか見つからない状況です。例えば、専門家に同時に法廷に入ってもらって、それぞれ見解を述べてもらい、なぜ見解に差が出るのか、なぜ自分の見解が正しいと考えるのかを、お互い相手の話を聴いた上で、更にそれぞれから話を聴くという方法も考えられますが、それでうまくいく場合といかない場合があると聞いています。専門家の話を聴いて議論をするとき、法廷でどのように話を聴くか、評議の場でどのように議論を進めるかといったことが難しい課題として残っていると改め

て感じました。

4 裁判員として裁判に参加する前に負担に感じていたことについて

(司会者)

次に、裁判員を務める上での負担感などについて、お伺いします。まず、裁判員に選任される前に、皆様はどのような点が負担になると心配しておられたでしょうか。

(1 番)

当時は仕事をしていましたので、私が仕事を休んだ分、他の人に仕事が回ることや、小学生と中学生の子がいましたので、食事の世話などで祖母や夫に負担をかけてしまうと思いました。

(3 番)

私は、現役を引退してパートの仕事をしていたので、仕事の調整はできました。裁判所から書面が来たときは、勉強だから行こうと気楽に参加しました。

(4 番)

早めに裁判の日程が分かっていたので、もし、私が選ばれて仕事を休んだとしても穴があかないよう、職場がかなり協力してくれました。当時1歳半の子どもの面倒は、私の母に頼った面はかなりありましたが、職場の託児所を利用することもできましたので参加できました。

(5 番)

私は専業主婦でしたので、仕事の問題はありませんでしたが、青森まで来る丁度良い時間帯のバスがなく、夫から車を借りて参加することができました。最初はどのような服装が良いか、裁判員としてどのようなことを行い、どのようなことを言えば良いのかなど、すごい不安がありました。

(司会者)

4 番の方のお話ですと、職場の理解がかなり得られたということで非常にありがたく思います。報道等では職場の理解がなかなか得られず、参加できない方もいると聞いたりしますが、1 番の方の職場はいかがだったのでしょうか。

(1 番)

裁判所から早めに書類が来て、事前に日程が分かっていたこともあり、職場に説明したとき、頑張って参加してこいと言ってもらえました。

5 実際に裁判員として裁判に参加して負担に感じたことについて

(司会者)

続いて、実際に裁判員を務められて、どのような点が負担だとお感じになったのでしょうか。

(1番)

自宅が八戸市ですので、朝6時に家を出て、夜8時に帰宅するという生活が1週間続きました。子どもの食事や勉強の世話を祖母と夫に任せることになり、悪いと思いました。また、事件現場が同じ八戸市だったので、被告人や被害者と顔を合わせたりしないかという心配は今でもあります。

(3番)

朝、青森駅から裁判所まで歩いて参加していましたが、雪で足元が不安定だったので、冬でなければよかったのにと思いました。

(4番)

普段は走り回っている仕事なので体力的に楽でしたが、精神的な負担はありました。事件が自殺目的の放火だったので、感情移入してしまい、今どうしているのかなと自宅に帰ってから考えてしまいました。

(5番)

裁判が始まった当初は、被告人が殺害しようとしたから重い刑でも良いかなと思っていました。しかし、裁判が進むにつれ、被告人の年齢や家庭事情などを考慮すると、私たちの判決で今後の人生が決まってしまうと思い、すごく悩みました。

(司会者)

裁判員裁判は、どうしても青森でしかやらないものですから、遠方の方には御負担をおかけし、申し訳ないと思っています。また、事件を担当すること自体で精神的な御負担をおかけしているのは、そのとおりだと思います。お子さんがいらっしゃる方は、お子さんに理解してもらえたのでしょうか。

(1番)

小学生の子は、用語は聞いたことがあるものの、よく分かっていないようでした。中学生の子も学校でそれほど教えてもらっていないようだったので、裁判に行ってくるんだねという程度でした。

(4番)

子どもは2歳になる直前だったので、理解できていませんでした。ただ、記念にもらった裁判员バッジはとても喜んでくれました。大きくなったら教えてあげたいと思います。

6 より多くの方に裁判员として参加していただくために、どのような点を改善すべきかについて

(司会者)

辞退率が上がっている、又は出頭率が下がっているとの指摘が各所でなされているところですが、より多くの方に参加していただくため、裁判所はどのような点を改善していけば良いとお考えでしょうか。

(1番)

守秘義務という言葉聞いて、周りの参加していない人は何も聞いてこないし、こちらもどこまで話して良いか分からないので、裁判所の広報をもっと広げていただけたらと思います。また、私たちが具体的にどこまで話して良いか詳しく教えてほしいと思います。

(3番)

裁判员裁判に参加すると職場の人に言ったとき、「そんなことを言っているの。」と言われました。何でもかんでも駄目だと考えている人が多いように感じます。そういう意味で広報を通じて裁判员の義務をもう少し分かりやすく説明していただいた方が良いと思います。

(4番)

経験した後に職場で感想を述べたら、是非やってみたいという意見と、怖いから参加したくないという意見が割れました。例えば、代わりに参加したい人が参加するなど、裁判员になりたい人が登録する制度でも良いと思います。

(5番)

裁判员制度が始まった当初は、こういうのが始まるんだなという程度の認識でした。昨年、裁判员裁判のお知らせの手紙をもらい、そういえば裁判员制度があったなと思い出しました。裁判员を経験した後は、裁判员関連の記事を読むようにしていますが、あまり見かけないので、裁判员裁判があった

ときは、新聞に載せて広報していただけたらと思います。

(司会者)

裁判員制度施行から10周年を迎え、裁判所としては、今後とも国民の皆様に御協力いただき、裁判員裁判を円滑に運営していけるよう、昨年から今年にかけて、これまで以上に広報活動に力を入れております。裁判長はテレビなどに出演したのですが、より多くの方に裁判員裁判の実情を知っていただくために、どのような広報活動をすれば良いか、お考えがあればお聞かせください。

(5番)

新聞は毎日多くの方が見ると思っていますので、裁判員裁判関連の記事を載せてもらえば身近になると思っています。

(司会者)

裁判所では、最近、裁判員制度10周年のキャッチフレーズを募集しましたが、御存知でしたでしょうか。

(5番)

知っていました。

(司会者)

3名の方は御存知なかったですかね。180通ほど応募を頂き、先週日曜日に表彰式を行いました。裁判所の広報の努力が足りていないかもしれません。機会があれば勤務先にも出前講義をした方が良いでしょうか。

(4番)

是非やっていただきたいと思います。私の職場は特別休暇でしたが、無給扱いだったので、有給休暇となるよう環境を整備するのも大事だと思います。

(司会者)

これまで頂戴した御意見に関して、法曹関係者から、御意見、御質問等はございますでしょうか。

(検察官)

守秘義務の問題があるので、話したくても話せず、もし、お話をすることができたら他の方々の理解が深まるのではないかと御意見でしたが、裁判所からどの段階で守秘義務の説明があったほうが良いでしょうか。

(3番)

私の場合、評議室に集まって、これからこのように進んでいきますとの説明があったときに守秘義務についても説明がありました。

(1番)

最初集まったときと、全て終わってから、もう一度説明がありました。

(裁判官)

守秘義務に関する一般的な説明は、裁判員等に選任された日に説明しますが、初日はその他にも説明事項が多く、記憶に残らない可能性がありますので、一般的な説明に留めています。その後、審理が進行した各段階で、例えば事件関係者のプライバシーについて、うっかり話さないよう注意してもらいたいとか、評議の場の話については、自分がどのような意見に一票入れたかも含めて、このお話はここだけにしてくださいなどと説明しています。

また、裁判が終わった後も、この件は法廷で出ていた内容なのでお話をさせていただいて構いませんが、この件については秘密にしてくださいなど具体的な説明をしているのが一般的だと思います。

なお、裁判の最終日に裁判員経験者の記者会見が行われることがあります。その際、記者会見の説明に加えて、守秘義務の説明もしています。

(検察官)

マスコミの方から、裁判員制度は10年間、円滑に運用されてきたかどうかについて質問を受けますが、そのときに私が回答しているのは、経験者の方が参加してよかったとか、良い経験になった、自分の意見を反映させることができ良かったという御意見をいただいていることから、おおむね円滑に運用されていると認識していると回答しています。やはり、経験者の方々が参加して良かったという声を広く発信していただくことが参加したい方々を増やしていくことにつながると思いますので、言える範囲で経験を広めていただきたいと思っています。

(弁護士)

裁判員の負担について、殺人未遂のような事件の場合、傷口の写真などが出てくる場合がありますが、そのような写真を見ることについて、どのような御意見をお持ちでしょうか。

(1 番)

傷の写真が出る前に、評議室で裁判官から事前に写真が出ると言われましたし、実際出てきた写真も、白黒写真でそれほど生々しくなく、また、写真が出る直前にも、裁判長から今から写真が出るので具合が悪ければ言ってくださいと言われたので、そこまで心配していませんでした。

(5 番)

白黒写真でしたので、血の色もなく、怖いとは思いませんでした。使用された包丁の写真も見ましたが、恐怖は感じませんでした。

(弁護士)

検察官だけでなく、弁護側の方でも、凄惨な場面の写真を出す可能性があります。他方で裁判員の方への配慮が必要ですし、分かりやすい証拠を提出する必要もありますので、引き続き、そういった御意見を踏まえて考えていこうと思います。

(司会者)

事案を聞いた時に、殺人未遂だから凄惨な写真が出てきて嫌だなと事前にお感じになったことはありましたでしょうか。

(1 番)

部屋の証拠写真などで、血が出てくるかなと思っていたのですが、いざ写真を見ると、はっきり血が見えるわけでもなく、多少、遠目の写真を見せてもらったので、それほど嫌だとは思いませんでした。

7 これから裁判員になられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、皆様から、これから裁判員になられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。

(1 番)

いろいろと負担になることが必ずあると思いますが、実際経験してみて自分の知らなかったことが分かるようになりまして、それによってニュースで見た事件について、裏でこういうことが話し合われたのではないかと、裁判の結果について、自分で考えるようになったので、勉強だと思って参加していただけたらと思います、

(3番)

最近は、悲惨な交通事故や放火などで亡くなるという事例が出てきており、いつ自分たちが事件に巻き込まれるか分からないので、他人事ではないと思います。裁判員裁判に参加することによって、どのように世の中は判断していくのかが分かるようになりますので、面倒に思わず、一歩進んで参加していただけたらと思います。

(4番)

罪を犯して判決が出るまで、たくさんの税金と様々な方の労力がかけられていることを知らなかったなので、その経験を伝えていければ犯罪も減ると思います。子育て中のお母さんは大変だと思いますが、是非参加していただきたいと思っています。

(5番)

裁判員を経験できてとても感謝しています。確かに仕事をしている人は忙しくて、1週間も参加できない人がいると思いますが、一生の中でこのようなチャンスはないと思います。誇りをもって皆様に参加していただきたいと思っています。

8 法曹関係者からの感想

(司会者)

最後に、法曹関係者の皆様に、裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いしたいと思います。

(検察官)

裁判員裁判は、仕事や家庭の事情、時間的・精神的な負担など、様々な御負担を裁判員の方々に負っていただくことを前提として始まったものです。そのような御負担がありながらも、裁判に参加していただき、裁判と真摯に向き合うお気持ちに支えられた10年間であったと思います。私どもとしては、裁判員の皆様に対し、事実を適切かつ正確に、また、分かりやすくお伝えすることで、裁判員の意見がきちんと裁判に反映されるよう努力してきたつもりです。今後とも正確に、分かりやすく伝えていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願います。本日はどうもありがとうございました。

(弁護士)

本日は長い間ありがとうございました。弁護側にも厳しい御意見を頂いたところを真摯に受け止め、今後の改善に生かしていきたいと思えます。裁判員の方々は、それぞれ様々なお仕事や御事情がある中で、貴重なお時間を割いていただき、また、本日もこのような場に参加していただき、ありがたいと思っております。裁判員制度10周年ということで、意見交換会もかなりの回数を重ねているところがございますので、裁判所、検察庁、弁護士会が今までいただいた御意見などの分析も必要になってくると思えます。そして、最終的には、よりよい刑事手続を目指していければと考えているところがございます。

(裁判官)

本日は、貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。意見交換会は毎年行っていますが、今年は、今日が正に10周年ということで、裁判所が行っている広報としてもかなり大きな行事として行ったところがございます。皆様の生の声を伺い、これからの裁判員裁判に反映させていかななくてはならないと感じています。

本日、この意見交換会が始まる前に、別室で皆様とお話をしたときに、10年やってきて裁判員裁判で良いことはあったのか、本当に役に立っているのかという御質問を頂きました。裁判所は10周年ということで、報道機関にも御協力いただき、できるだけ多くの方に広報が伝わるよう努力しているところですが、正に御質問いただいた点がこれまでの裁判所の情報発信で欠けていたところでした。裁判員裁判は、これまで多くの皆様に御負担いただきながら、10年続けてきたわけですが、これまでどのような良いことがあったのか、どのようなところに役立っているのかについて、これから情報発信をしていかなければならないと改めて感じております。

裁判員裁判に御参加いただくことで、以前の刑事裁判と比べると、劇的に分かりやすい審理に変わってきたと思えます。どの辺りが問題になっていて、そのためにはどのような証拠が必要で、どのように証拠を調べれば良いかなどについて、事前に裁判所、検察官、弁護人が十分に準備した上で審理に臨んでいますので、おそらく傍聴席から見ても分かりやすい審理になっていると思えます。

もう一点は、評議で多くの裁判員、補充裁判員の方と意見交換をしていくこ

とで裁判官として得るものも大きいと思います。価値観が多様化している中で、裁判所がどのような判断を下すのかということは、いろいろな物事の見方をきちんと踏まえてなされたものかどうか非常に厳しく見られていると思います。裁判員裁判の判決はいろいろな考えをお持ちの方の御意見を踏まえた上での判決ですので、裁判官だけで審理した事件の判決よりも、より多角的に検討を重ねた裁判が実現できていると思います。評議を重ねることによって、これまで気づかなかったことも気づけるようになったと思いますので、裁判官だけで裁判をする場合でも、これまで以上にこういう見方をするとどう思われるのか、この視点ではどうだろうかなどと多角的な検討ができるようになり、裁判官だけで裁判をするときも色々な検討を重ね、より深い判断に繋がっていると思います。インパクトや可能性が大きい制度ですが、まだまだ大きな課題が残っている制度ですので、この先、10年、20年、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があると思います。多くの方に御参加いただいて初めて実現できる制度ですので、裁判所も広報活動を含めて頑張っていきたいと思っております。引き続き、皆様の貴重な体験をお伝えいただくようお願いいたします。

9 報道機関からの質問

(司会者)

記者の皆様から、何か御質問がありましたらお願いします。質問の際には社名とお名前をお願いします。

(A社)

量刑を決める上で苦勞したことや悩んだことがあれば教えてください。

(1番)

被告人の体調や出所した後のことまで考える方がおり、私はそこまで考えていなかったもので、重く感じました。

(3番)

被告人に同情することもなく、判例に沿った判決になったと思っています。

(4番)

いろいろな意見もありましたが補充裁判員でしたので、多数決に参加できず、もどかしい思いはありました。十人十色の考え方があるので、裁判員によっても刑が変わるのかなと考えさせられました。

(B社)

皆様からみて、一般の方が刑事裁判に参加する意義ややりがいはどこにあると思いますか。

(1番)

それぞれの意見をまとめながら、最終的な意見が出たと思いました。ただ、控訴審で覆されたというニュースを見ると、その事件で裁判員を務めた方は、どうして裁判員裁判をやったのかと思う方もいるかもしれないなと思いました。私の事件の場合、控訴が出たのは承知していますが、結果は分からないので、自分たちの意見のままであってほしいと思います。

(3番)

言論の自由かもしれませんが、確かな根拠もないまま、ネットで炎上していることがあります。刑が言い渡されるまでに緻密な作業がありましたので、きちんと確認や検証をした上で判決を下しているということを裁判員裁判に参加して分かってもらえれば、変わるかもしれないと思います。

(B社)

議論の中で、自分の意見と折り合いがつかずに不快に思ったり、評議の場でこのようにすれば円滑に進んで良かったのにと考えたことはありましたか。

(5番)

裁判官は詳しく分かりやすく説明してくれました。自分たちは感情で、もっと重い刑にしたらどうかと思ったりもしましたが、裁判を通じて、被告人の実情を知り、自分たちはこのように思うんだけど裁判官に意見を言うと、裁判官も一緒に考えてくれてすごくうれしかったし、助かりました。

(C社)

質問の仕方や資料について、お感じになっていることがあれば教えてください。

(5番)

テレビで見ている分には、検察官や裁判官は、被告人に対して「そうですね。」というように確認程度の質問をしているように見えますが、実際は、一から通して質問をしている感じなので、そこまで必要ないのではと思いました。

(D社)

裁判員裁判に参加した後に感じる不安に対して、こんなアフターフォローがあったらいいなと思うことがあれば教えてください。

(1 番)

難しいとは思いますが、被告人や被害者が住んでいた地域の方は裁判員に選ばないようになればいいかなと思います。

(E 社)

守秘義務についてですが、制限なく全てのことを話せた方が楽になれるでしょうか。

(3 番)

話してはいけないことを考えるよりも、話してもいいことを考えるようにしています。

(F 社)

裁判員同士のつながりや経験を共有できる場などはあるのでしょうか。

(1 番)

全くないです。裁判所から今回のような集まりがあると手紙をもらったことはありましたが、参加したことがないのでありません。

(3 番)

裁判中は、番号で呼び合っていて、お互い名前も分からない状況です。名前で呼び合うくらいはいいのではないかと思いました。

(4 番)

今回意見交換会に参加するに当たり、以前の意見交換会の議事録を見て、同じ事件を担当した方が参加されていたので、そのときに参加できれば、お話ができたのにと感じました。

(5 番)

休憩中にどこから来ているのという程度の雑談はしましたが、裁判が終わってからは連絡を取り合っていません。

(司会者)

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。